

ユースキャンプ及び交換に関する方針

一般方針

- a. 必要に応じて地区及び複合地区のレベルでユースキャンプ及び交換の様々な側面の調整・連絡に当たる役員から成る委員会を設ける。ユースキャンプ及び交換委員会メンバーの任命は、地区レベルの場合は地区ガバナーが、複合地区レベルの場合はガバナー協議会が行う。複合地区のユースキャンプ及び交換委員会には、準地区のユースキャンプ及び交換委員長をメンバーとして加えることができる。
- b. ユースキャンプ及び交換プログラムが会計年度終了後にも続く地区または複合地区においては、必要に応じて新年度の地区ガバナー又はガバナー協議会は、6月30日以前に手配されたユースキャンプ及び交換が無事に完了するよう見届けることを、その手配に携わったユースキャンプ及び交換委員長又は委員会に許可することができる。
- c. 地区のユースキャンプ及び交換プログラムが以下に説明される理事会承認の方針、基準、規定を順守していることを証明するために、地区ガバナーは、必要事項がもれなく記入された年次地区ユースキャンプ及び交換報告書（YCE 510）を毎年9月30日までに提出しなければならない。同様に、協議会議長も、複合地区レベルで企画されたユースキャンプ及び交換について年次複合地区キャンプ及び交換プログラム報告書（同じくYCE 510の書式）に必要事項を記入し提出しなければならない。
- d. 認証済みのユースキャンプ及び交換プログラムと地区及び複合地区のユースキャンプ及び交換委員長が、国際協会ウェブサイトの公認ユースキャンプ及び交換ディレクトリに掲載される。

ユースキャンプに関する方針

a. 目標及び目的

- (1) ユースキャンプ・プログラムは、下記のライオニズムの第1の目的が一層推進されるよう、1974年にライオンズクラブ国際協会理事会から認可された。「世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる」
- (2) 本プログラムの目的は次の通りである。
 - (a) 若い人たちに、他国の青少年との意味深い接触の機会を与える。
 - (b) 思想、文化、習慣を分かち合うことを促進する。
 - (c) 相互理解及び親善を推進し、世界平和の目標に向かって努力する。
 - (d) 青少年を指導者として育成する。
 - (e) 他の人の考えを尊重するよう、青少年を指導する。
 - (f) 身体的及び知的の両面において健全な学習経験を推進する、幅広い行事を提供する。

- (3) ライオンズクラブ国際ユースキャンプは、観光を目的に行われるのではない。全ての関係者が個人的利益を考えないで交換を実施し、各自の行動に注意しなければならない。
- (4) 「ライオンズクラブ国際ユースキャンプ」として認められるには、次の条件を満たさなければならない。
 - (a) 国際理事会方針に従って、正式なキャンプ名に「ライオンズ」という名称を使う。
 - (b) 期間が少なくとも1週間である。
 - (c) 異なる国々の青少年が参加できる。
 - (d) プログラムの目的に合致したキャンプ活動日程(キャンプ主催者によって決められる)を提供する。

b. 実施の手順

- (1) キャンプ・スポンサー
 - (a) ライオンズクラブ、地区、あるいは複合地区は、単独又は合同でユースキャンプをスポンサーし組織することができる。
 - (b) キャンプ・スポンサーは、キャンプを企画するにあたり、地区又は複合地区内でユースキャンプ及び交換プログラム委員長が任命されている場合には、同委員長と協力する。
- (2) 推進
 - (a) 各キャンプの推進は、キャンプ委員会が地区又は複合地区のユースキャンプ及び交換プログラム委員長と連携して行う。地区又は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長は、キャンプの開催日及び開催地、キャンプ責任者の住所、氏名、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス、キャンプで使用される公式言語、キャンプのテーマをできる限り早急に、ただしキャンプへの参加申込み締切り日の少なくとも6カ月前に、国際本部に報告しなければならない。上記の詳細が、国際本部でまとめられた上で協会の公式ウェブサイトに掲載される。また必要に応じて、その他の伝達方法でも公表される。
 - (b) 地区及び複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長の連絡先情報は、キャンプの告示と推進を目的に国際協会ウェブサイトに掲載される。
- (3) プログラム
 - (a) キャンプ・プログラムの詳細及びテーマに対する責任は、キャンプ主催者がライオンズクラブ、地区、あるいは複合地区のいずれであろうと、その主催者にある。キャンプ・プログラムのテーマは、ライオンズの活動に関連づけてもよい。
 - (b) キャンプによっては、例えば旅行を含むもの、文化遺産に焦点を向けたもの、又は障害者を対象にしたものなどの形式を取る場合もあるかもしれないが、すべての国際ユースキャンプのプログラムに、次のような活動を含めることができる。
 - i. 史跡、産業、教育、科学、宗教、あるいは環境に関わる興味深い場所への訪問。
 - ii. 時事問題等を取り上げたセミナーや講演会。
 - iii. 代表的な家庭への訪問。
 - iv. 関連のある問題についてのキャンプ参加者同士での討論やライオンズリーダー、企業、教育、政府関係の代表者との討論。

iv. 講演、見学、セミナー、又はその他のキャンプ活動を通して、キャンプ主催国を紹介するプレゼンテーション。

vi. キャンプ参加者による自国と文化についてのプレゼンテーション。

(c) 多種多様な娯楽活動。

(d) キャンプでの活動や講演は、世界の出来事や時事などについて率直な意見交換や討論を促すものであるべきだが、政治的あるいは国の立場を推進するものにならないようにする必要がある。

(4) 情報伝達

(a) キャンプ主催者は、キャンプ参加申込者、その家族もしくは保護者、ユースキャンプ及び交換プログラム委員長を含め、全ての関係者に対して、十分な情報を逐次伝えなければならない。起こり得る問題や懸念事項は全て、国際本部の奉仕事業部に連絡する必要がある。また、全ての問い合わせに対して、速やかに返答する。

(b) キャンプに派遣する青少年をスポンサーしたいクラブとキャンプ主催者との最初の連絡は、地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長又は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長(いずれか該当者)を通して行われる。連絡先情報が不明の場合には、最初の連絡は地区ガバナーを通して行う。

(c) キャンプと合わせてホストファミリー宅でのホームステイが計画される場合には、参加者がキャンプに向かって出発する十分前に、青少年、その保護者、並びにスポンサーの地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長に、その家族の連絡先情報を知らせなければならない。

(d) ユースキャンプが地区又は複合地区の青少年交換プログラムとは別に催される場合には、キャンプコーディネーターは、キャンプに参加する各青少年の旅程やホストファミリーの手配等すべてについて、それぞれの地区又は複合地区のユースキャンプ及び交換プログラム委員長に知らせることを奨励される。

(5) 青少年の保護

(a) ホスト・ライオンズは、青少年の保護に関する現地の法律に従い、キャンプ・プログラムを運営する。

c. ユースキャンプ参加者の選定

(1) 各ユースキャンプ参加申込者は、ライオンズクラブによる資金援助の有無にかかわらず、クラブにスポンサーもしくは承認されなければならない。申込書は、地区及び複合地区ユースキャンプ及び交換委員長(任命されている場合)が承認しなければならない。ユースキャンプ及び交換委員長が任命されていない地域については、地区ガバナー又は協議会議長が署名しなければならない。地区が編成されていない地域又はユースキャンプや交換の活動が地区又は複合地区レベルで行われていない場合については、ライオンズクラブ会長の署名があればよいものとする。

(2) 下記のような方法で、参加者を選ぶことができる。

(a) コンテストを企画する。

(b) 学校又はその他の組織団体の推薦による。

(c) スポンサー・ライオンズクラブ会長の推薦による。

(3) スポンサー・ライオンズクラブは、参加申込書を国際キャンプ責任者又は委員会に提出する前に、各申込者と面接をして審査しなければならない。

- (4) キャンプ参加者として受け入れる青少年の数はキャンプ主催者が決め、国際協会ウェブサイトのユースキャンプ及び交換ディレクトリで公表される。一般に最低30人から最高60人までにすることが奨励される。
- (5) 各キャンプ委員会が、下記に基づきキャンプ参加者についての基準を決める。
- (a) 年齢:年齢制限を設けることができる。ただし、年齢差は3年以内で、16歳未満及び23歳以上の青少年を除外することが奨励される。
 - (b) 学業:応募者の学校の成績や専攻なども考慮する。応募者が国際的経験を通して教養を豊かにしたいという誠実な望みを抱いていることが必要である。
 - (c) 語学力:キャンプ参加者は全員、そのキャンプの公式言語で基本的な意思の疎通をはかることができなければならない。
 - (d) 心構え:応募者は、しっかりしていて、偏見のないことを示すと共に、他の国々の生活習慣を学びたいという意欲を持っていなければならない。
 - (e) 健康:ライオンズクラブ国際協会は、障害を持つ青少年の青少年キャンプ・プログラムへの参加申込を奨励する。障害を持つ青少年がキャンプで得る経験から恩恵を受けることができるよう、障害者に対応するためにあらゆる努力がなされる。ライオンズクラブ及び地区は、糖尿病又は身体障害といった特殊な事情を抱えた青少年のために、特別なキャンプ・プログラムをスポンサーすることができる。障害を持つ応募者は、特別なプログラムのために設けられた必須条件を満たしていれば、他の国際キャンプ・プログラムへの参加対象となる場合がある。参加を希望する青少年は、応募の際に、必要となる特別な援助やキャンプ又は交換活動への参加を大幅に制限することになる事情などを説明する必要がある。そのような事情は、応募段階でキャンプ委員会に知らせる必要がある。特別な健康状態、食べ物や薬に対するアレルギー、常用薬や薬が必要となる可能性、衛生又は宗教上の決まりによる食事に関する特定の要件なども、キャンプ委員会に知らせるべきことである。
 - (f) 性別:キャンプは、男女合同のものでも、男女どちらかに限定されるものでもよい。
 - (g) 外観:キャンプ委員会は、キャンプ規定やホスト国の習慣に従って、身だしなみや服装の基準を設けることができる。
 - (h) 特殊技能:音楽、運動などの能力を、特定のキャンプへ参加する際の条件としてもよい。
 - (i) 人格:応募者は少なくとも2人からの推薦状を提出する必要がある。
 - (j) 経済能力:経済的援助が提供される場合には、その必要性が立証された応募者に、経済的援助が与えられるべきである。
 - (k) 参加経験:一般に、ライオンズクラブ国際ユースキャンプに参加したことのない青少年を、優先するべきである。
- (6) ユースキャンプ参加を希望する者は、申込書と参加者自身の写真をキャンプ委員会に提出しなければならない。申込書には、スポンサー・ライオンズクラブの署名が付されているとともに、応募者がキャンプの目的及び条件に同意したことが示されていないといけない。申込書はまた、該当の地区及び複合地区により承認されなければならない。
- (7) キャンプ主催者は、ライオンズクラブ会員の子女の参加資格の有無を決定する。参加資格は、キャンプの広報資料にて発表する。

- (8) 応募者の保護者は、キャンプの目的に完全に同意する旨、及び青少年の病気や事故など緊急事態がおきた場合には保険で支払われない経費をすべて負担する義務に関して理解している旨を、文書にて立証しなければならない。(8 項を参照)
- (9) ユースキャンプは、単に割当て人数を埋めるため、ホストファミリーの数に合わせるため、あるいは観光振興のためだけに、応募者を受け入れてはならない。
- (10) キャンプ参加者は、この方針書で定められているもの以外の規則の順守を要求される場合がある。

d. キャンプ指導者

- (1) キャンプ指導者には、キャンプ委員会と共にキャンプを企画・推進するライオンズのほかに、キャンプ開催に関して経験を持つ青少年関係専門家が含まれる。

e. オリエンテーション

- (1) 青少年及び成人のキャンプ参加者は全員、親善大使として、世界の人々の間に相互理解の精神をつちかい、発展させる努力をしなければならない。
- (2) スポンサーのライオンズが、パスポート、ビザ、予防接種、税関などに関する政府規定を、全ての参加青少年に説明する。
- (3) 特に凶器、アルコール飲料、薬物などの所持及び使用に関する法規を含み、ホスト国の法律及び未成年法を、全ての参加青少年に十分、説明する。
- (4) 青少年参加者と、可能であれば保護者のためのオリエンテーションを行って、キャンプ及びライオニズムの目的を説明し、キャンプ滞在に関する全事項の詳細を確認することが望まれる。

f. 旅行の手配

- (1) ユースキャンプ参加者の自宅とキャンプ間の往復旅行の手配はすべて、スポンサー・ライオンズの責任である。
- (2) 団体旅行は、本プログラムを推進するためだけに手配されなければならない。単に人数を増やすためや、観光のために団体旅行を計画してはならない。チャーター機を利用する場合には、国際的な経験のある確実な航空会社を使って手配する。
- (3) ライオンズクラブ国際協会が旅行を手配しないし、その責任も負わない。
- (4) 参加青少年の旅程は、少なくともキャンプへの出発 3 週間前に、キャンプ委員会に提出しなければならない。
- (5) 止むを得ない変更又は取り消しが生じた場合には、直ちにキャンプ委員会に通知する。直前の参加取り消しを減らす方法として、キャンプ委員会は、ユースキャンプへの参加責任を保証するために、保証金の支払いを請求することができる。取り消しをした青少年の代わりとして選ばれる青少年も、最初の青少年と同様に十分資格を備えた者でなければならない。
- (6) 全ての団体旅行は、適切な成人の監督の下に行われなければならない。
- (7) ユースキャンプ参加者が、キャンプ前後に私的な旅行をしたり、キャンプを欠席することは、それが親しい友人や親類を訪ねるためであっても、少なくとも1 か月前に次の者から文書による許可を得ていない限り禁じられる。つまり、保護者、スポンサー・ライオンズクラブ、スポンサー地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、ホスト地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、キャンプ責任者、ホスト・ライオンズクラブ、並びにホストファミリー(該当の場合)である。

g. 費用負担

(1) スポンサー・ライオンズ

(a) ユースキャンプ参加者の自宅とキャンプ間往復の旅費はすべて、スポンサー・ライオンズクラブの責任である。この費用は、クラブが負担しても、地区資金があれば地区が負担しても良いし、青少年自身、青少年の家族、後援者、あるいはこれら関係者が分担してもよい。

(b) 旅費とは、実際の往復運賃、保険料、空港税、関税のほか、乗り継ぎや目的地への途中宿泊の必要がある場合の費用を含む。

(c) キャンプに参加する青少年は全員、必須のパスポート、査証、必要とされる健康証明書、並びに、前払い及び予約済みの往復切符を持っていないといけない。

(d) 青少年の保護者には、ホスト・ライオンズが即時支払をしなければならないような予期せぬ緊急費用が生じた場合の保護者の責任について、知らせる必要がある。

(2) ホスト・ライオンズ

(a) キャンプ滞在中の食事、宿泊、その他青少年の受入に関連する費用はすべて、ホスト・ライオンズの責任である。

(b) キャンプに関する経費は、キャンププログラムの内容、旅行に関わる事項、キャンプ開催地、その他の要素によって異なるが、妥当な限り最小額に抑えるべきである。下記のような方法で、ユースキャンプのための資金を調達することができる。

- i. ホスト地区内の有志クラブからのドネーション。
- ii. 地区大会又は複合地区大会での決議によって、地区内又は複合地
- iii. 区内全クラブから徴収。
- iv. いくつかの協力クラブで経費を分担。
- v. 篤志家からの有志の寄付。
- vi. キャンプ参加の一部として行われる特別な文化及び教育活動に対
- vii. する妥当な費用徴収。

(c) 青少年がホームステイをする場合にはホストファミリーが部屋と食事を提供するので、ホスト・ライオンズは、青少年の滞在中に計画されている各種行事の費用を払うか、ホストファミリーに対して払戻しするべきである。ホストファミリーはホスト・クラブと話し合い、クラブがどの費用を負担するか決めておく。そのような経費には、観光その他の交通費、娯楽観覧料、外食費などが含まれる。

(3) キャンプに参加する青少年は、キャンプに付随して生じる、雑費、簡単な医療費、土産代、又はホスト側が企画した活動外で生じる不測の交際費などに充てる、十分な小遣いを持参するべきである。

(4) ライオンズクラブ国際本部は、いかなる費用負担の責任も持たない。

h. 保健及び損害賠償

(1) スポンサー・ライオンズ

(a) 参加応募者が自国とキャンプ間往復旅行中の非常事態に備えて、十分な旅行保険及び障害保険に加入していることを確認するのは、スポンサー・ライオンズの責任である。

(b) スポンサー・ライオンズは、青少年がキャンプ滞在中の病気又は入院の費用を払うのに十分な健康保険に入っていることを、確認しなければならない。この保険の掛金については、相互の同意に基づいて、青少年自身、その保護者、又はスポンサー・ライオンズが払うか、あるいはこれら関係者が分担する。スポンサー・ライオンズは、十分な健康保険の保証に関する証明を、申込書と共にキャンプ主催者に提出しなければならない。

(c) スポンサー・ライオンズは、各青少年応募者から、応募者が未成年の場合にはその保護者から、ライオンズを損害賠償の責任から免除しその負担を負わさない、という同意書を確保する。スポンサー・ライオンズは、損害賠償責任免除の証明書を、最終申込書と共にキャンプ主催者に提出しなければならない。

(2) **ホスト・ライオンズ**

(a) キャンプへの往復旅行中及びキャンプ開催中の非常事態に備えて、十分な障害保険、生命保険、損害賠償保険、健康保険、責任保険などがキャンプ参加者に掛かっていることを確認又は確実にするのは、ホスト・ライオンズとキャンプ主催者の責任である。もし、そのような保険の掛金が生じる場合は、キャンプ主催者がキャンプ参加費の一部として、払戻しを受けることができる。

(b) キャンプ主催者は、最初にキャンプ参加の申込みを受けた時に、このような保険加入の証明書をスポンサー・ライオンズに提供しなければならない。

i. 非常事態及び処理

(1) 参加青少年の往復旅行中の責任はスポンサー・ライオンズにあり、青少年のホスト国及びキャンプ滞在中の責任は、ホスト・ライオンズにある。

(2) 無許可のキャンプ参加者: キャンプ主催者には、個人又はグループであろうと、認められていない参加者の歓待やさらなる旅行手配をする義務はない。

(3) 不当な個人的要求: 参加青少年は、就学、訓練、就職などの要求をすることはできない。長期滞在、投宿、又は自動車の運転などに対する要求も認められない。

(4) 事故又は病気: キャンプ参加者のいかなる病気又は事故に対しても、キャンプ責任者と地元ライオンズの早急な対応が必要である。重篤な病気や重大な事故の場合には、あらゆる手を尽くして直ちに青少年の保護者に連絡し、医師の診断や必要な治療などを含めた全ての情報について知らせる。参加者は全員、保護者に連絡がつかない場合に備えて、必要な治療や手術はいかなるものも許可するという保護者の同意書を、申込書に添えて提出しておかなければならない。各キャンプは、医療サービス及び医師の手配をしておくことが義務付けられている。

(5) 懲戒処分: 各キャンプは、不正行為を理由として、青少年のキャンプ参加を停止する権利を持つ。懲戒処分により参加者をキャンプから追放する場合には、青少年の保護者に通知しなければならない。この処分に伴う経費はその保護者が負担しなければならない。

(6) 青少年に関係して、即時の支払いが求められるような予期せぬ多額の経費が生じた場合には、青少年の保護者及びスポンサー・ライオンズに直ちに連絡し、その経費をどのように補うかについて合意しなければならない。

j. 青少年交換

- (1) この方針は、国際ユースキャンプとホームステイが組み合わされた場合にも、適用される。

青少年交換に関する方針

a. 目標及び目的

- (1) 青少年交換プログラムは、下記のライオニズムの第 1 の目的が一層推進されるよう、1961 年に国際理事会から認可された。「世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる」
- (2) 本プログラムの目的は次の通りである。
 - (a) 他国の青少年及び成人と接する機会を青少年に与える。
 - (b) 異なる文化的背景を持つ家族や地域社会の生活を経験させる。
 - (c) ライオニズムを通して、国際理解と親善を促進する。
- (3) これらの目的は、交換生、スポンサーとホスト双方のライオンズクラブ、ホストファミリーに当てはまる。全ての関係者が個人的利益を考えないで交換を実施し、各自の行動に注意しなければならない。

b. 実施の手順

(1) 情報伝達

- (a) 青少年交換の実施には、関係者間の密接な連絡が不可欠である。常に連絡し合うことが、関係者全員の義務であり、連絡を受けたら直ちに返事を出す。承諾であろうと拒絶であろうと、あるいは後で決まる場合でも、連絡には即座に答える。
- (b) スポンサー・クラブとホスト・クラブは先ず、地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長又は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長（必要に応じて）を通して連絡をとる。連絡先情報が不明の場合には、地区ガバナーに連絡を取る。スポンサー・クラブ又はスポンサー地区とは、青少年交換生を外国に派遣するクラブ又は地区である。ホスト・クラブ又はホスト地区とは、青少年交換生を受け入れるクラブ又は地区である。
- (c) ホスト・クラブは、最初の連絡の際に、青少年訪問中のプランについて詳細を通知するべきである。
- (d) 参加申し込みをする青少年は、ホストになる見込みの家族に対する、下記事項を含む自己紹介の手紙を、申込書に添えて出さなければならない。

趣味、専攻科目など

家族及びその職業

住んでいる地域

海外旅行の経験

交換への期待

食事、健康、宗教に関する制限

手紙は、交換の際に使われる言語として定められた言語で書く。

- (e) ホストファミリーは、自己紹介の手紙を申込書に添えて出す。この手紙は、ホスト・ライオンズが青少年の受け入れを承諾した際に、交換生及びスポンサー・ライオンズに送られる。手紙は、交換の際に使われる言語として定められた言語で書く。
- (f) 各青少年交換参加申込者は、ライオンズクラブによる資金援助の有無にかかわらず、クラブにスポンサーもしくは承認されなければならない。申込書は、地区及び複合地区ユースキャンプ及び交換委員長(任命されている場合)が承認しなければならない。ユースキャンプ及び交換委員長が任命されていない地域については、地区ガバナー又は協議会議長が署名しなければならない。地区が編成されていない地域又はユースキャンプや交換の活動が地区又は複合地区レベルで行われていない場合については、ライオンズクラブ会長の署名があればよいものとする。

(2) 交換生の選考

- (a) 時間:スポンサー・ライオンズクラブは、交換生を選ぶ前に、応募者全員を慎重に審査する。
- (b) ライオンズクラブ会員の子女:ホストの国又は地区が制限しない限り、クラブ会員の子女も応募できる。
- (c) 身体障害者又は経済的に恵まれない人:その他の点において資格のある者で、ホスト・クラブの承諾があれば、選ぶことができる。
- (d) スポンサー・クラブが選考に当たって考慮すべき点:
- i. 年齢:応募者の年齢は、(文化及び習慣の理由で、ホストの国又は地区が良心的な方法で他の規定を設けない限り)15歳から21歳とする。
 - ii. 推薦:交換に無関係な人の少なくとも2人から、推薦を得る必要がある。
 - iii. 学業:応募者の学業成績や専攻なども考慮する。
 - iv. 語学力:ホスト国の言語について基本的知識を備えていることが望ましい。国又はホストによっては、2年間の語学の勉強や会話の能力などを条件にする場合もある。
 - v. 青少年交換プログラムに関する知識:青少年もその親も、青少年交換プログラムの目的など、プログラムの全面について熟知しなければならない。
 - vi. 応募者の動機:特定の国を希望する理由を尋ねる。青少年は、国際理解に寄与したいという気持ちと、他国の生活について知り、他国の人から学びたいという意欲を持っている必要がある。
 - vii. 健康:身体障害や他の特殊事情のある青少年は、必ずしも除外されるという訳ではない。しかし、そのような特別な事情は、ホスト側にはっきりと説明すべきである。特定の健康状態、食べ物や薬に対するアレルギー、常用の薬剤、時には宗教上の理由で必要な特別な食事や制限などを、ホスト側に詳しく伝えておく。
 - viii. 外観:ホスト国の人々にとっては、交換生の外観や容姿が非常に重要な場合もある。自分のことを理解してもらいたいと思うのと同様に、青少年は、このような事情も理解するべきである。また到着前に写真を送っておけば、出迎えに来るホストのために便利である。

- ix. 保護者の同意:プログラムの目的に完全に同意していることを文書で表示してもらおう。病気や事故など緊急事態が起きた場合、最終的に費用の負担をするのは保護者であることを、はっきりと理解してもらおう。
- x. 各ホスト・クラブは、この外にも規則を設けることができる。
- xi. 各交換生は、青少年交換に参加したい旨をはっきりと意志表示する必要がある、プログラムの規則を心得、その規則とプログラムの目的に従うことを誓う文書に本人及び保護者が署名しなければならない。
- xii. 交換生とホストファミリーの数:スポンサー・ライオンズは、団体割引に必要な人数を集めるためやホストファミリーの数に合わせるためだけに、交換生の数を増やすべきではない。
- xiii. 交換生承認の条件:スポンサー・ライオンズは、ホストファミリーが決まるまで、青少年を交換生として認めたり、旅行の手配をしたりしてはならない。

(3) ホストファミリーの選考

(a) ホストファミリーの選考にあたるのは、ホスト・クラブである。ホストファミリーになるのは、可能な限り、ライオンズ会員の家庭であるのが望ましい。下記事項を考慮して、ホストファミリーの家庭や家族について調査する。

- i. 年齢:交換生と同年輩の青少年との接触がある家族、ということが重要である。子供がいる家族が望ましいが、必須条件ではない。
- ii. 適性:ホストファミリー及びその家族員が備えているべき特質は、理解力、関心、青少年と賢明に対応できる能力、偏見のない態度、寛容さなどである。
- iii. 語学力:家族のうち少なくとも一人が、交換生の国語を話せると役に立つし、その必要がある場合も多い。
- v. 青少年交換の方針についての知識:ホストファミリーの全員が青少年交換の方針と目的について熟知していることが、青少年交換を成功させるために重要である。家族の全員がその責任を理解し、担う必要がある。非ライオンズの家族をホストファミリーとして選ぶ場合には、ライオンズムの目的や活動について、特に青少年交換プログラムについて詳しい説明が行われるべきである。すべてのホストファミリーとの会合を持たなければならない。
- vi. 生活環境:贅沢である必要はないが、人が1人増えても、家族が窮屈な思いをしたり、経済的に困らない程度の余裕が必要である。
- vii. ホストファミリーの希望:交換生の国籍、言語、宗教、性別、年齢などについて、ホストファミリーの考えを見極める。特別な関心事があるかは、審査の際に調べる。

(b) ホストファミリーの数:ホスト・ライオンズは、単に割当数のファミリーを確保するためだけに、家族を選んではならない。

(4) 交換生の受け入れ

(a) 青少年交換生を受け入れるのは、ホスト・ライオンズクラブのアクティビティであり、責任でもある。こうした責任には、交換生の送迎、滞在中の世話、もてなしなどが含まれる。

(b) ホストファミリーと交換生との間に問題が生じたり、両者が上手く折り合わなかった場合に備え、ホスト・クラブの適切な役員が上手に交換生を別の家庭に移せるように

準備を整えておかなければならない(このためにも、予備のホストファミリーを選んでおくことが賢明である)。

(c) ホスト側があらゆる手を尽くしても解決できない困難な問題が起こった場合には、交換生の親、あるいはスポンサー・クラブや地区に連絡する必要があることもある。理由のいかんにかかわらず、青少年を帰国させることに決まったら、ホスト・クラブの役員が帰国の手続きをする。

(d) ホストファミリーの家庭では、交換生を家族の一員として扱う。交換生自身の家庭の雰囲気とは全く違っているであろうが、ホストファミリーは普段と変わらない生活を保つべきである。外国の習慣や生活様式を学ぶことが、交換の目的なのである。

(5) 他国の文化及び外国旅行に関する予備知識

(a) 青少年交換を実施するスポンサー及びホスト両クラブ、参加する青少年、青少年の家族及びホストファミリーには、互いに相手国の文化・習慣や交換関係者が何を期待しているかについて、特にホスト国のことについて熟知する義務がある。

(b) パスポート、ビザ、予防注射、税関などの規定については、スポンサー・クラブが詳しく説明する。

(c) ホスト国の法律に従わなければならないことを、交換生に十分承知させる。凶器やアルコール飲料の所持、麻薬の所持及び使用などに関する法律、その他未成年に関する全ての法律には、特に注意する。

(6) 旅行の手配

(a) 自宅とホスト国間の往復旅行の手配及び旅費は、スポンサー・ライオンズクラブの責任である。

(b) 団体旅行は、本プログラムの目的を推進するものでなければならない。単に人数を増すためや、観光のためだけに団体旅行を計画することは、ホスト国のライオンズに不当な負担をかけるので、計画してはならない。特にチャーター機を利用する場合には、国際的な経験のある確実な航空会社を使って手配する。

(c) ライオンズクラブ国際協会は旅行を手配しないし、その責任も負わない。

(d) 交換の日程は、少なくとも 6 週間前に、スポンサー・ライオンズとホスト・ライオンズの同意の上で決める。交通手段と旅程は、決定次第通知する。

(e) プランの変更は、出来る限り双方の了解のもとに行う。間際になってから止むを得ない変更が生じた場合には、直ちにホスト・クラブ及びホストファミリーに通知する。1 人の青少年を他の青少年と代える場合には、最初の青少年と同様の審査を受けて十分資格を備えた青少年でなければならない。

(f) 交換生が大勢一緒になって団体で旅行する場合には、責任者の監督の下に行動しなければならない。スポンサー・ライオンズクラブから責任者の役を頼まれた人の旅費及びホスト国での滞在費はすべて、スポンサー・ライオンズの責任である。

(g) 青少年交換生が交換前後に私的な旅行をすることは、例え親しい友人や親類を訪ねる場合でも、少なくとも1 か月前に後記の者から文書による許可を得ていない限り許されない。青少年の保護者、スポンサー・ライオンズクラブ、スポンサー地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、ホスト地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、ホスト・ライオンズクラブ、ホストファミリー。

(7) 保険

- (a) 旅行中を含めて交換の全期間中の非常事態に備えて、医療保険、生命保険、個人所有物に対する保険、損害賠償保険などに交換生が加入しているか確かめるのは、スポンサー・クラブの責任である。必要な保険金額については、ホスト・クラブ及び(又は)保険会社に相談する。
- (b) スポンサー・クラブは、ホスト・クラブが交換生の受け入れを承諾する前に、交換生が保険に加入していることの証明書をホスト・クラブに提出する。
- (c) スポンサー・ライオンズクラブは、各交換生、交換生が未成年の場合には保護者から、ライオンズを損害賠償の責任から免除しその負担を負わさない、という同意書を確保する。
- (d) ホスト・ライオンズは訪問してくる交換生に対し、その青少年が自国ですでに保険に加入しているかに関わらず、交換期間のために、医療、生命、個人所有物、賠償責任、その他ホスト・ライオンズが必要とみなす保険に、青少年側の費用負担で加入するよう、要求する権利をもつ。

(8) 費用負担

(a) スポンサー・クラブ

- i. 交換生の自宅とホスト国間往復の旅費はすべて、スポンサー・ライオンズクラブの責任である。この費用をクラブが負担しても、地区資金があれば地区が負担してもよいし、交換生自身、交換生の家族、あるいはこれら関係者が分担してもよい。
- ii. 旅費とは、飛行機の運賃、保険料、空港税、関税、並びに途中の乗り換えなどに伴う宿泊費を含む。

(b) ホスト・クラブ

- i. 滞在中の宿泊費、食費、その他青少年受入に関する経費はすべて、ホスト・ライオンズクラブの責任である。
- ii. ホストファミリーが部屋と食事を提供するので、ホスト・ライオンズクラブは、交換生の滞在中に計画される各種行事の費用を払うか、ホストファミリーに対して払戻しするべきである。ホストファミリーはこの種の行事についてホスト・クラブと話し合い、クラブがどの費用を負担するか決めておく。そのような経費には、観光その他の交通費、娯楽観覧料、外食費などが含まれる。

(c) 交換生の費用

各交換生は、雑費、小額の医療費、土産代、あるいはホスト側が企画した活動外で生じる不測の交際費などに充てる、小遣いを持参する。ホスト・クラブは具体的な額の小遣いを交換生が持参することを提案する場合もある。

(9) 非常事態

交換生の旅行中の責任は、スポンサー・ライオンズにあり、滞在中の責任はホスト・ライオンズにある。これまでに非常事態が起きたことは極まれではあるが、万一に備えて次の通り責任の所在を明確にしておく必要がある。

- (a) 予期しない訪問者:何の前触れもなく不意に訪れる者に対しては、それが個人であろうと団体であろうと、ライオンズクラブにはもてなしの責任はない。

(b) 不当な個人的要求:就学、訓練、就職、長期滞在、あるいは自動車の運転などの要請は、例え正規の交換生であっても、禁止されている。

(c) 事故又は病気:交換生が病気になった時には、ホストファミリーとホスト・ライオンズクラブの配慮が必要である。深刻な病気又は事故の場合には、あらゆる手を尽くして直ちに保護者に連絡し、医師の診断や治療について知らせる。交換生は全員、必要な治療や手術はいかなるものも許可するという保護者の同意書を、必ず持参すべきである。

(d) 相性の問題:ホストファミリーと交換生との間で、折り合いが非常に悪くなった時には、ホスト・ライオンズが善処する。解決できない程に問題が悪化した場合には、交換生の送還が必要となることもある。

(e) ホストファミリー交代:ホストファミリーが、交換生をホストすることに同意した後でこれを取り消した場合、代替りのホストファミリーを見つけるのは、ホスト・ライオンズの義務である。ホスト・ライオンズは、交換を取りやめにしないよう、あらゆる手を尽くす。

(10) 緊急の支出

前払を必要とする予想外の多額経費は、あくまでも青少年の親の責任であり、青少年を受け入れる前に、その旨を通知しておく。このような事態が起きたら直ちに、親及びスポンサー・ライオンズの責任に関する立場を問合せ。その後で初めて、ホスト・ライオンズは、経費の一部を負担するか経費を立て替えるか決める。ホスト・ライオンズが、緊急措置その他の予想外措置に必要な経費を立て替えた場合には、経費の全額又はその一部のいずれか、払い戻してもらいたい金額に関する詳細を、親及びスポンサー・ライオンズに知らせることができる。関係者は全員、完全に公平かつ理解と善意の精神で、経費支払問題の解決に努めるべきである。

c. 他の青少年交換組織

(1) ホストファミリーが見つからない場合や青少年が長期留学を希望する場合には、ライオンズクラブ国際協会は、次の組織団体を推薦する。

AFS-USA

Experiment in International Living

Youth for Understanding

(2) 国際本部の職員は、これらの主要 3 組織のプログラムに関する基本的情報をライオンズに提供すること、並びにこれらの組織の本部と情報を交換することができる。

d. 地区での青少年交換業務

(1) 地区ガバナーは、青少年交換プログラムの継続性が毎年保たれるよう配慮することを奨励される。

(2) 可能な場合にはいつでも、同じユースキャンプ及び交換プログラム委員長を留任させ、

(3) 委員長が変わる時には、すべての記録が後継者に引き渡されるよう指導する。

トップテン・ユースキャンプ及び交換委員長賞

- a. トップテン・ユースキャンプ及び交換プログラム委員長賞の受賞規定は次の通りである。
- (1) 受賞者推薦状と必要事項が記入された報告書を、11月15日までに届くよう国際本部に提出する。
 - (2) トップテン・ユースキャンプ及び交換プログラム委員長は、3月/4月の国際理事会々議で奉仕事業委員会によって選ばれる。
 - (3) 上□H述の報告書には、次の情報が含まれていなければならない。
 - (a) 応募した青少年の数及び実際にスポンサーした青少年の数
 - (b) ホストの申し込み件数及び実際にホストした青少年の数
 - (c) ユースキャンプ及び交換プログラムに参加したライオンズクラブの数
 - (d) 参加した青少年の年齢と性別
 - (e) 参加した障害者の数
 - (f) 交換プログラムに関わった国
 - (g) 他の青少年交換組織との協力
 - (h) 関連すると見なされるその他の情報
 - (4) 推薦状と委員長の報告書を3ページ以内にまとめて、郵便、FAX、あるいはEメールにより国際本部に提出する。新聞の切り抜き、写真その他の資料を添付してもよい。
 - (5) 報告書は可能な限り、英語に翻訳して提出する。
 - (6) 受賞候補の委員長が複合地区に属するクラブ会員の 경우에는、ガバナー協議会が推薦を行う。単一地区(すなわち複合地区に属さない地区)に属する場合には、地区ガバナーが推薦を行う。
 - (7) 各単一地区(すなわち複合地区に属さない地区)からの推薦は、毎年1人に限られる。準地区の数が2から14の複合地区は、毎年1人だけ、準地区の数が15以上の複合地区は、毎年2人、推薦することができる。
 - (8) アワードが交付される年に任期を務める複合地区協議会(又は単一地区の地区ガバナー)が推薦し、推薦書を提出する。つまり、推薦された委員長の任期終了直後の年度を指す。
- b. トップテン・ユースキャンプ及び交換プログラム委員長賞は、表彰を行うにふさわしい行事で、出席している最高位のライオン役員が、各受賞者に贈呈する。
- c. 大会でのユースキャンプ及び交換プログラム・フォーラムのパネル・ディスカッションには、トップテン委員長(大会に出席していれば)にも参加を促す。ただし協会は、そのための費用を支払わない。

国際本部に対する青少年交換統計報告

- a. 地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長又は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長(任命されている場合は、それぞれの地区又は複合地区の青少年交換に関する年次報告書を作成し、各会計年度の11月15日までに国際本部に提出する。報告用紙は、ユースキャンプ及び交換プログラム委員長に配布されるよう、地区ガバナー又は複合

地区協議会議長(必要に応じて)宛に送られる。同報告書を作成させ、期日までに提出させるのは、地区ガバナー及び協議会議長(必要に応じて)の責任である。

- b. 青少年交換に関する年次報告書には、下記の統計を記入する。
 - (1) 青少年交換及び国際ユースキャンプ(又はセンター)でホストした青少年の数
 - (2) 地区又は複合地区内でこのプログラムに参加したライオンズクラブの数
 - (3) 地区又は複合地区内でプログラムに参加したホストファミリーの数
 - (4) 青少年交換又は国際ユースキャンプ(又はセンター)でスポンサーした青少年の数
 - (5) プログラムに関係した国

政治的目的のための青少年交換

青少年交換を政治的な目的のために利用することは、いかなる場合も厳格に禁止されている。_